

◎
広報

さるま

58/4

第 306 号

発行 佐呂間町役場 印刷 井谷印刷株式会社



自然の恵みを生かし

美しく住みよいまちをつくります

(栄地区敬老会)

佐呂間町民憲章

清新にして

活力に富んだ

行政を推進…

昭和五十八年度

町長施政方針

昭和五十八年度予算の提案にあたり町政執行の方針を申しあげます。

我が国経済は貿易摩擦の激化、国内需要の低滞をはじめ、政府の財政悪化等々から、当分現状の推移が予想されるところであり、これから経済不況は地方財政にも当然悪影響を与え、自主財源に乏しい本町としても政府予算案及び地方財政計画、財政投融资計画を充分勘案し行財政の執行に当る必要がある。

従って経常経費の節減は勿論であるが、各種補助金等においても過去の経緯、緩急の度合いなど精査し併せて町民各位の理解と協力を求めつつ財政の健全化を図り、他面経済不況の中に行政力や住民

の積極的思考が埋没して活力を失うことなく、困難を克服して豊かな明るい地域社会を構築することが肝要で、これらの施策の展開がない限り本町の長期振興計画を達成することが至難である。

私は、今日まで永い間町政の重点施策として一次産業の経営基盤形成に努め、今なお継続投資を行っており、この結果、農業、林業、水産業等の生産は年次向上し経済基盤も徐々に確保されているところである。

しかしながら一次産物の効率的販売、附加価値を高める施策は必ずしも満足すべき状態ではなく、これらの改善策について町内関係団体が相互協力し、創意工夫をこらし勇断をもって対応するならば

必ず解決し得るものと確信するものである。

これが実現の暁には一次産業がより安定した経営に移行するとともに、雇用の拡大によって若者の定着を促し、経済の活性と拡大が期待されるのである。

私は昨年の後半以来、前述の実現について各般の検討を進めてきたところであり、当初予算には計上しないが本年度実施目標として

一、カラ松を主体とした四の字製法による加工場の建設について既に特許権者と合意に達し、国庫補助についても凡そ内定し道費補助については知事任期の関係で六月議会には決定を見るであろうと確信しており、建設場所については経営合理化上林協若佐工場に併設を考えている。建設総工費は一億五千余万円を必要とし補助残に対する町費助成によって完成したい。

二、農林水産物の食品工場については、出来得れば町、農協、漁協、民間出資に依る公社を設立し、経営の主な体制は民間企業体を当て町費の助成を含めて二ヶ年継続で整備したい。

一年次は、今秋農産物の加工が可能な時期までに建設したい。

三、昨年来検討を進めて来た観光開発については、湖岸、国有林野のレクリエーション活用が可能になったので利用者の将来嗜好を想定し、斬新的な計画を樹立し、関係行政機関との協議及び開発母体の組織構成を取り進めることと致したい。

四、水産資源倍養のため、鮭、鱒ふ化場設置に伴う用水確保調査を推進してきたところであるが、簡的に条件の具備した地域は何れも生活用水に影響を与えることが判明、従って仁倉川上流地区における浸透水によるふ化場設置について関係機関と協議を進め、可能な場合は明年度設置を目標に計画を策定したい。

五、以上の外、佐呂間スキー場整備については、昨年主要地を買収したところであるが、不足部分の買収を進め全体整備計画を樹立し、明年度制度を活用して

着手したい。

佐呂間湖内における養殖帆立の斃死要因の究明については、試験機関の継続調査の外、場合によっては道外の研究機関への調査委託等を含め、三町の組織内協議を進めることとする。

流水、漂砂対策については、本年度完全調査実施、明年工事着工の実現を図ることに努力する。

国鉄オホーツク本線の促進について、第三セクター区間の営業収支計画が三月中に完成予定であり計画内容を充分精査の上、財政的将来性を極め、本町としての態度を決定したい。

次に当初予算に計上した主な項目について申し上げたい。

明年は開基九十周年の意義ある節目を迎えることであり、記念事業として当面懸案の図書館、児童館、老人会館を予定し、本年度は図書館、児童館を二億四千余円をもって建設し、明年度老人会館を実現致したい。

継続事業の国営、道営、団体営土地基盤整備事業の総額は十三億二千余万円を計画し、特に新規事業として東、知来、仁倉西地区の営農用水事業の調査設計を予定し明年以降工事着工を計画している。土木関係においては、若里湖岸道路整備、知来十四号橋新設工事

で二億三千余万円を計上、公営住宅については西富地区の更新十六戸、一億三千万円を計上し、若佐地区における木工加工場新設に伴う需要に対応するため、道営をもつて八戸建設を計画している。

この外、牧野整備、教職員住宅浜佐呂間漁港養殖保管施設の整備佐呂間湖岸環境整備事業の推進事業を計上し、特にバーマ市との友好親善を深める方策として、次代を担う青少年の相互交換による各般の学習が必要であり、新たな試みとして計画したところである。

以上、主な課題の処理方針及び予算の重点事項を申し上げ、一般会計において三十六億二千万円、特別会計を合算して提案予算総額は五十一億八千万円で、五十七年当初予算に比し十三・七%の増である。

特別会計中、国民健康保険会計においては、老人保険法の実質的施行の年度であり、更に、医療体系の変化も予想されるが、町民の負担軽減に努め、保健維持向上に配慮致したい。

私以下、全職員が今日の行財政の現状を一層深く認識致し、一致結束して困難な局面を打開し、清新にして活力に富んだ行政を推進し、もって町民の付託に応える決意である。

<<< 昭和58年度予算 >>>

一般会計…………… 3,616,737千円

特別会計 (総額) …… 1,562,190千円

<各会計別予算>

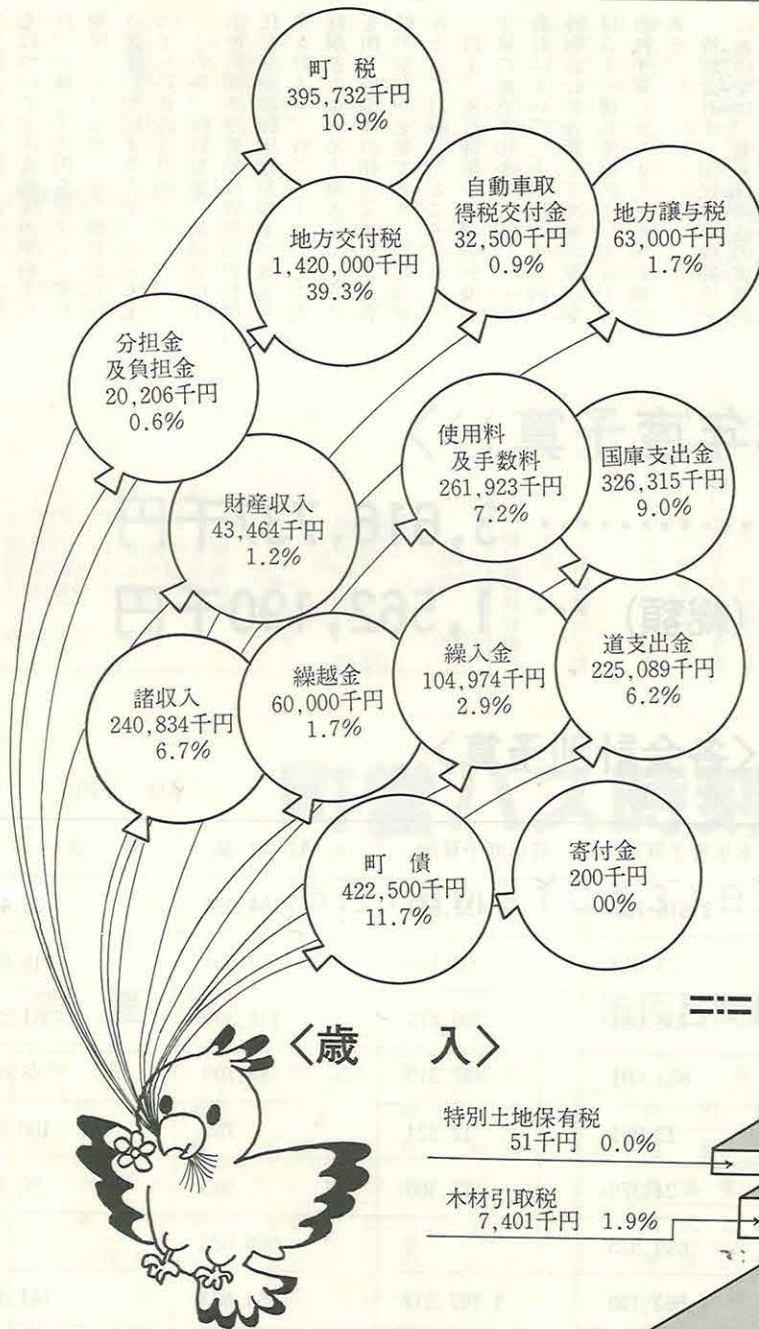
(単位 千円)

会 計 名		本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減	伸 長 率
一 般 会 計		3,616,737	3,432,643	184,094	105.4
特 別 会 計	町 有 林	73,643	63,139	10,504	116.6
	簡 易 水 道	138,084	269,475	△ 131,391	51.2
	国 民 健 康 保 険	653,601	737,310	△ 83,709	88.6
	と 場	12,961	12,224	737	106.0
	町 営 バ ス 事 業	24,376	25,369	△ 993	96.1
	老 人 保 健	659,525	0	659,525	－
	計	1,562,190	1,107,517	454,673	141.1
合 計		5,178,927	4,540,160	638,767	114.1

町政日誌

3月 佐呂間第二牧野設立総会
4日 例月出納検査
7日 議会運営特別委員会
8日 交通安全標語審査会
8日 第一回定例町議会
12日 議会運営特別委員会
14日 農業集落リーダー研修会
15日 農業技術センター課題会議
16日 選挙管理委員会
18日 児童巡回相談
18日 東地区営農用水打合せ
23日 民生委員協議会
23日 佐呂間第二牧野利用組合役員会
25日 農業振興協議会
26日 麦作組合総会
26日 地籍調査推進専門委員会
29日 リレー式テント検閲
29日 民生委員協議会
29日 社会文教常任委員会
29日 道営土地改良事業説明会
29日 第十七回農業委員会

歳入の内訳



＜歳入＞

=== 町税の内訳 ===

特別土地保有税
51千円 0.0%

木材引取税
7,401千円 1.9%

電気税
2,600千円 5.5%

たばこ消費税
38,092千円 9.6%

軽自動車税
2,005千円 0.5%

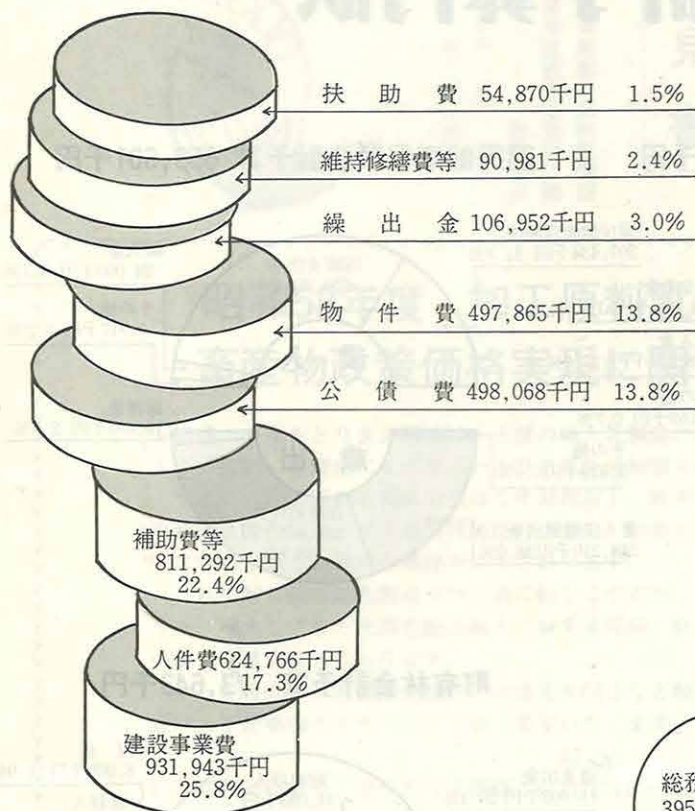
固定資産税
143,513千円
36.3%

町民税
183,070千円
46.2%

町民1人あたり
45千円
一世帯あたり
153千円

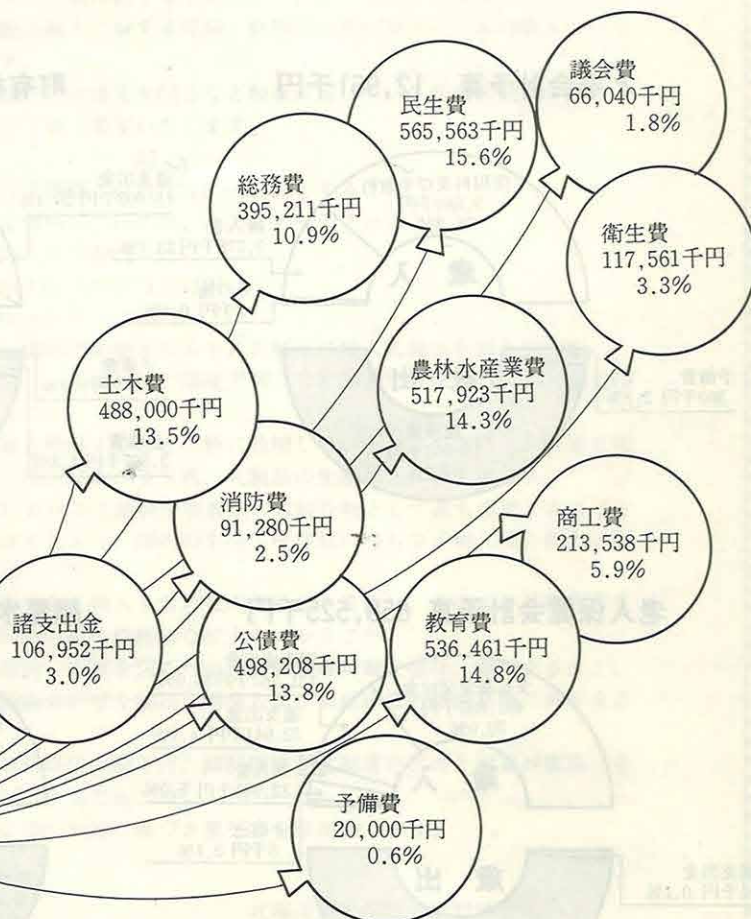
== 歳出性質別内訳 ==

歳出の内訳



町民 1 人あたり
420 千円
一世帯あたり
1,400 千円

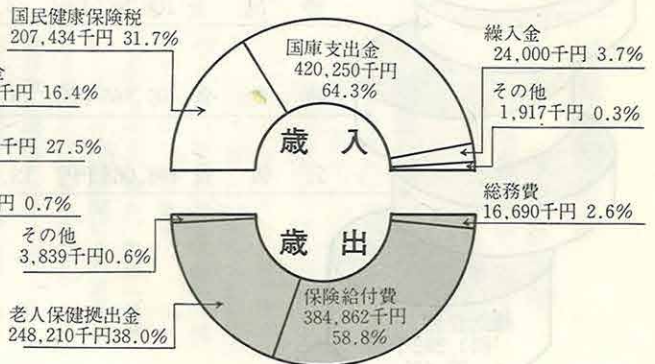
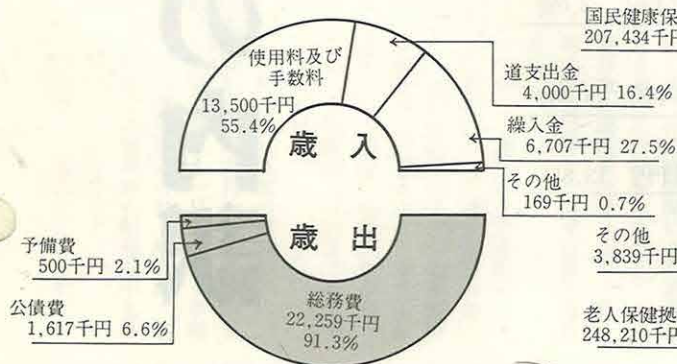
〈歳 出〉



特別会計予算内訳

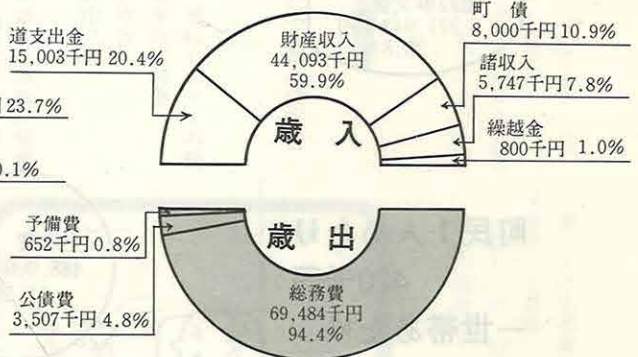
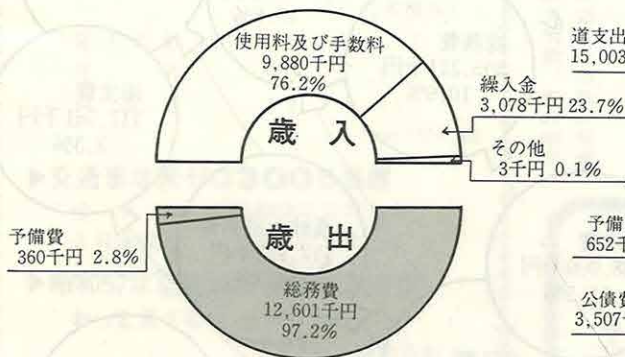
町営バス事業会計予算 24,376千円

国民健康保険会計予算 653,601千円



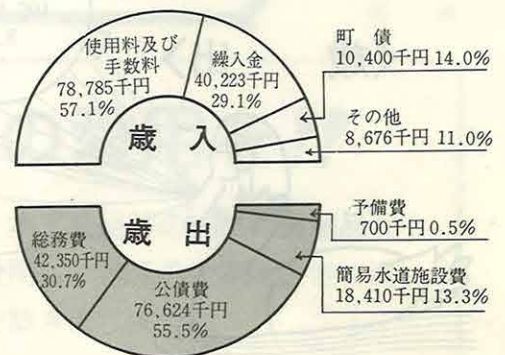
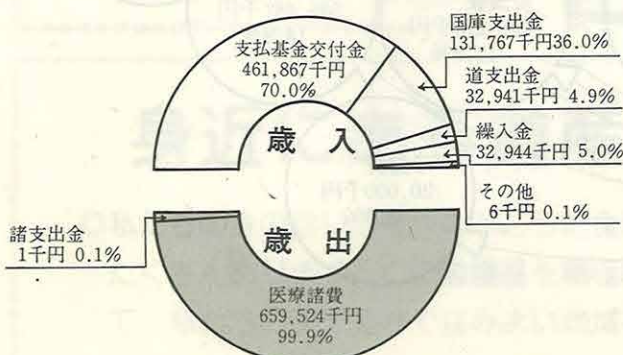
と場会計予算 12,961千円

町有林会計予算 73,643千円



老人保健会計予算 659,525千円

簡易水道会計予算 138,084千円



昭和58年度の主な事業

一般会計

(単位 千円)

区 分	予算額	事 業 内 容	区 分	予算額	事 業 内 容		
総務費	佐呂間市街々路燈整備事業補助金	12,620	90基 180燈	商工費	観光案内板設置工事	425	国道 238号線若里浜入口・国道沿キムアネツプ入口(カラマツ3箇所)
	町営バス待合所設置工事	519	鉄骨材 1坪1箇所 2坪2箇所		キムアネツプキャンブ場便所解体工事	166	解体箇所3箇所
	その他の	478			キムアネツプ岬水銀燈新設工事	35	キムアネツプ民宿前 1基
	小 計	13,617			小 計	626	
民生・衛生費	佐呂間町児童館建設工事	72,452	鉄筋造 平屋建 313㎡	土木費	若里湖岸道路改良工事	131,200	L=1,032m W=5.5m
	特設内外壁塗装工事	3,265			公営住宅建設工事	129,382	第2種重ね建P.C在来型 面積68.79㎡×16戸=1,100.64㎡
	樹木公園池工事	1,394	フェンス鉄製 200m		知来14号橋架換工事負担金	92,380	継続事業L=78.65m (取付道路)L=400m W=5.5m
	へき地保育所建物外部塗装工事	659	浜佐呂間保育所		若里湖岸道路舗装工事	12,000	L=300m W=5.5m
	佐呂間保育所フェンス工事	656	95m	木費	佐呂間8線道路流末処理排水工事	7,500	L=324m U型トラフ600型
	特設排水槽改修工事	532	水中汚水ポンプ1台 自動制御盤 1面		道路舗装補修工事	4,500	経常的な工事
	へき地保育所フェンス工事	324	木製(からまつ材) 51m 浜佐呂間保育所		道宮福祉住宅浴室設置工事	2,800	浴室ユニット 8箇所 給湯設備
	知来ゴミ処理場物品庫建設工事	160	簡易鉄骨平家造り 1.5坪		西富公住解体工事	1,890	6棟20戸 面積617.5㎡
	その他の	539			共和団地公住物置新築工事	1,512	木造(カラマツ材) 14.95㎡ 8棟8戸
	小 計	79,981			その他の	3,810	
農林水産業費	道営土地改良事業負担金	130,675	浜線・北富・栃木・若佐・知来右岸 大成・共立第4・伊岐武土地区	教育費	佐呂間町図書館新設工事	155,124	鉄筋造平家建 676㎡ 313,705
	土地改良総合整備事業負担金	71,958	仁倉西2・共立第3.4・浪速・大共1.2 陰の沢・床丹・武土第2地区		佐中公共融資住宅新築工事	13,136	佐中2棟2戸W造ALC板 63.76㎡×2戸=127.52㎡
	公共育成牧場整備事業	33,855	看視舎人工受精施設工事(北・若里、円山) 障害物施設工事(北・知来、尚和、若里、円山) 乗降場施設工事(北・若里、円山)		栄小へき地教員住宅新築工事	13,267	W造ALC板 主体工事13,136千円 事務費131千円63.76㎡×2戸=127.52㎡
	集団間伐対策事業補助金	6,157	除間伐 100ha 5,030千円 作業路 3,250m 1,127千円		若佐小温暖房機取替工事	4,350	温暖房機 IHI VH-480D
	養殖保管作業施設事業負担金	4,500	増養殖管理推進施設整備事業 S造 2階建 1,163 952㎡	水道	佐呂間中家庭室調理台取替	2,616	教師用1台 生徒用6台
	サロマ湖内アマモ除去事業負担金	3,814	幌岩キムアネツプ地区 4,000㎡ 延長1,900m 第2次沿岸魚場整備開発事業 総事業費 64,000千円		佐呂間中ビデオ編集機設置工事	2,050	放送機器新設の為 VHS電子編集品
	民有林造林間伐事業推進補助金	3,810			仁倉小天井断熱工事	2,000	断熱面積 737.505㎡
	牧野雑用水施設新設	3,090	栃木L=200m 若里L=100m 中園L=480m		佐呂間中吹奏楽器購入費	1,400	継続事業
	その他の	3,781			教員住宅小破補修工事	1,200	
	小 計	261,640			資料館移転工事	3,300	図書館建設に伴う移転
			その他の	3,798			
			小 計	189,105		◎佐中共済融資住宅新築工事は債務負担行為の為算入していません	
一般会計合計				931,943			

特別会計

区 分		予算額	事 業 内 容		区 分		予算額	事 業 内 容	
町有林	林道及び作業路刈	505			簡易水道	若里簡水送水管工事	1,300	φ 75mm VWP 118m	
	保 育 事 業	17,615				若佐簡水送水管工事	5,600	φ 100mm VWP 600m	
	造 林 事 業	11,322				自 動 車 購 入 費	1,270		
	間 伐 事 業	4,108				佐呂間簡水管路補修工事	400		
	小 計	33,550							
簡易水道	浜佐呂間簡水事	11,510			特別会計合計	小 計	23,880		
	配水量改水器検査了良改工	3,800	100カ所			特別会計合計	57,430		

こんなとき

年金が受けられる

今月は、母子年金についてお知らせします。

母子年金は、一家の中心となつて働く夫が不幸にして死亡した場合に、その妻と子の生活の安定を図るため妻に支給されます。

母子年金を受け

るためには、次のような条件が必要です。

一、死亡した夫に扶養されていた妻が、十八歳未満の子か二十歳未満の障害の子と生活をしていること。

二、妻が国民年金に加入して一定の期間保険料を納めていること。(夫が国民年金に加入して

いたかどうかは関係ありません。)

支給される年金額は、年額五六二、八〇〇円(月額四六、九〇〇円)で、子が二人以上いる場合は

二人目が六〇、〇〇〇円、三人目二四、〇〇〇円が加算されます。

さらに、夫の死亡で他制度から遺族年金を受けられない場合には、母子加算として一八〇、〇〇〇円が加算されます。

この年金額は夫の死亡によつて労働基準法の規定による遺族補償等を受けたり、他の年金制度から遺族年金等を受ける場合は、一定額が支結停止されるなどの規定がありますので、詳しいことは役場年金係におたずねください。

扶養されていた妻が、十八歳未満の子か二十歳未満の障害の子と生活をしていること。

前納制度を

利用しましょう

保険料の納め忘れをなくするひとつの方法として、一年分の保険料をまとめて納める、前納制度が

あります。

前納制度を利用しますと、保険料は割引されますので、納期毎に納めるよりも安くなります。

四月は、保険料を前納するのに都合のよい時期です。仕事の都合で留守がちな人や、収入が一定時期にかたよる人などは、ぜひ、この前納制度を利用されることをおすすめします。

納め方や割引される額などのくわしいことは、年金係でおたずねください。

◎五十七年度分の国民年金の保険料は納め

られましたか？

納め忘れがないか、もう一度お手元の国民年金納付書をお調べください。四月を過ぎると五十七年度分の保険料は役場で納められなくなります。

税のしるべ

確定申告が

間違っていたときは

確定申告書を提出した後で、計算間違いなど申告内容に間違いがあることに気付いた人は、訂正のため、すぐに次の手続きをしてください。

〈税額を少なく申告していたとき〉

申告した税金が少なかつたことに気付いたときは、正しい金額にするために「修正申告書」を提出してください。この場合、税務署の調査を受けた後で修正申告をすると、新たに納めることとなつた税額のほかに、過少申告加算税がかかります。税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告をしたときは「過少申告加算税」はかかりません。

〈税額を多く申告していたとき〉

申告した税金が多かつたことに気付いたときは、正しい金額にするために「所得税の更正の請求書」を提出してください。

更正の請求ができる期間は、申告期限から一年以内ですから、昭和

五十七年度分の確定申告については、昭和五十九年三月十五日までとなります。

税務署では、提出された「更正の請求書」の内容を検討して、その請求が正当と認められたときは納め過ぎの税金を還付します。

〈確定申告を忘れていたとき〉
確定申告をしなればならない人が、申告を忘れていたときは、すぐに確定申告をしてください。この場合、申告期限を過ぎてからの確定申告を「期限後申告」といいます。税務署の調査を受けてから申告をすると、それによつて納める税金のほかに、その税金の十パーセントの無申告加算税がかかります。自主的に期限後申告をしたときは、無申告加算税が五パーセントに軽減されます。

期限後申告や修正申告、更正の請求をするための用紙は税務署に用意してあります。分らない点がありましたら、税務署や税務相談室にご相談ください。

申告した税金が多かつたことに気付いたときは、正しい金額にするために「所得税の更正の請求書」を提出してください。

更正の請求ができる期間は、申告期限から一年以内ですから、昭和

五十七年度分の確定申告については、昭和五十九年三月十五日までとなります。



議会のちごき

第1回定例町議会

第一回 定例町議会

第一回定例町議会が、

三月八日から十六日までの九日間（うち休会三日間）開会され、町長の施政方針のあと、新年度予算をはじめ次のことが、議決されました。

条 例

▼条例の制定（要旨）

●佐呂間町商工業振興資金利子補給条例の制定——原案可決

この条例は、町内商工業者の事業運営の円滑化と商工業の振興を図るため、その事業資金として金融機関から借受した資金に対して利子の補給を行うことを目的として制定されました。

尚、従前の佐呂間町商工業振興資金利子補給条例は廃止され、本条例と佐呂間町林業振興資金利子補給条例の二本建となりました。

(1)対象者

佐呂間町商工会会員（林産物の製造販売を事業とする方は除きます）。

(2)資金の限度額
八千万円以内

(3)利子補給の額
資金の利子は年利八・〇％を限度として、支払利子額の四〇％以内で毎会計年度の予算の範囲内で行なわれます。

●佐呂間町林産業振興資金利子補給条例——原案可決

この条例は、町内で林産物加工の事業を営む林産業者の、事業運営の円滑化と林産業の振興を図るため、その事業資金として金融機関から借受けした資金に対して利子の補給を行うことを目的として制定されました。

(1)対象者
町内で林産物の加工施設を有し製造販売の事業を営む者。

(2)資金の限度額
七千万円

(3)利子補給の額
資金の利子は年利八・〇％を限度として、支払利子額の三〇％以内で毎会計年度の予算の範囲内で行なわれます。

●佐呂間町漁港整備事業分担金徴収条例——原案可決

この条例は、町内で北海道が

行する漁港整備事業により本町が負担する経費のうち、特に利益を受ける方から、町長が地方自治法に基づき分担金を徴収するため制定されました。

(1)定義
・漁港とは富士土漁港・浜佐呂間漁港をいいます。

・受益者とは前項の漁港に事業所を有する漁業協同組合をいいます。

(2)分担金の額
毎年度当該漁港整備事業費に対する本町負担額の二分の一。

●佐呂間町国民宿舎設置及び管理運営に関する条例の一部改正——原案可決

・国民宿舎の使用料が別表のとおり改められました。

() 内旧料金

2. 貸室休憩料

区 分	利 用 料				摘 要
	2時間まで 1時間当り	2時間～4時間 1時間当り	4時間以上 1時間当り	期 算 冬 加 (一広間当り)	
中広間	(900) 1,000	(700) 800	(500) 600	(1,000) 1,300	1. 貸室は午前10時から午後9時までとする。 2. 冬期加算は10月から翌年4月までとする。
大広間	(1,700) 1,900	(1,400) 1,600	(1,100) 1,300	(2,000) 2,500	3. 宿泊者の会食の場合は無料とする。

() 内旧料金

1. 宿泊料及び食事料等

区 分	宿泊料	食 事 料			合 計	冬 加 期 算	摘 要
		朝 食	夕 食	計			
大 人	(2,200) 2,600	(600) 800	(1,100) 1,400	(1,700) 2,200	(3,900) 4,800	(350) 450	1. 冬期加算は10月から翌年4月まで徴収する。 2. 宿泊利用時間は午後4時から翌日午前10時までとする。
小学校児童	(1,700) 2,100	(600) 800	(1,100) 1,400	(1,700) 2,200	(3,400) 4,300	(350) 450	3. 幼児（3才以上の未就学児が独立して寝具を使用した場合は小学校児童宿泊料の半額徴収する）
幼 児	—	—	—	—	—	—	4. 素泊りは宿泊料の3割加算とする。

3. 一般休憩利用料

() 内旧料金

区 分	大 人	小学校児童	幼 児
利 用 料	(700) 800	(300) 350	無 料
冬 期 加 算	—	(150) 200	無 料
摘 要	1. 利用時間は午前10時から午後4時までとする。 2. 午前中は午後のみ利用の場合は半額とする。 3. 冬期加算は10月から翌年4月までとする。		

報酬額表 ()内改正前

職 名	報 酬 額
監査委員	学識経験 年額 (238,000) 272,000
	議会選出 〃 (197,000) 225,000
農業委員	会 長 〃 (238,000) 272,000
	会長代理 〃 (197,000) 225,000
	委 員 〃 (154,000) 176,000

●特別職及びその他の報酬額、費用弁額及びその支給方法に関する条例の一部改正—原案可決
・特別職の報酬額が別表のとおり改められました。

4. その他の利用料

() 内旧料金

区 分	料 金
特別食及び等	時価
配膳手数料	食堂以外の客室等に配膳した飲食料金の10%
持込手数料	飲料に限り時価又は定価の20%以内の額
入 浴 料	大人 300 円 (250円)
	小人 150円 (100円) 但し、客室、広間の利用者を除く。

報酬額表 ()内改正前

職 名	報 酬 額
教育委員	委員 長 年額 (238,000) 272,000
	委員長代理 〃 (197,000) 225,000
	委 員 〃 (154,000) 176,000
体育指導員	〃 (57,000) 65,000
	部 長 〃 (57,000) 65,000
交指 通員	副 部 長 〃 (47,000) 53,000
	指 導 員 〃 (40,000) 45,000

●災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部改正—原案可決
・自然災害による死亡者に対する弔慰金の支給及び被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付に加えて「自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民」に災害見舞金の支給が行われることになりました。

(1) 災害弔慰金の支給
・災害弔慰金の額
災害により死亡した者一人当りの災害弔慰金の額が、主として死亡者の収入により生計を維持していた場合が、百万円から三百万円に、又その他の場合にあっては、五十万円から百五十万円に改められました。

ただし、死亡者が既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額となります。

(2) 災害援護資金の貸付
・災害援護資金の限度額等
災害援護資金の一災害における一世帯当りの貸付限度額が次のとおり改められました。
(1)療養に要する期間が一月以上である世帯主の負債
イ、家財についての被害金額がその家財のおおむね以上である損害及び住居の損害がない場合
三十万円から六十万円
ロ、家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合
六十万円から百二十万円
ハ、住居が半壊した場合
七十万円から百四十万円
ニ、住居が全壊した場合
百万円から百八十万円
(2)世帯主の負債がない場合
イ、家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合
三十万円から六十万円
ロ、住居が半壊した場合
四十万円から八十万円
ハ、住居が全壊した場合
七十万円から百二十万円
ニ、住居の全体が滅失、若しくは流出した場合は百八十万円に改められました。

・前記(1)のハ、(2)のロ・ハにおいて被災した住居を建て直す際、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には、(1)のハ「百四十万円」を「百八十万円」に(2)のロ「八十万円」を「百二十万円」、ハ「百二十万円」を「百八十万円」と読み替えることとなります。

(三) 災害障害見舞金の支給
・第三章災害障害見舞金の支給として、次のとおり加えられました。
(災害障害見舞金の支給)
第九条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という)に対し、災害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)
第十条 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては、百五十万円とし、その他の場合に

あつては七十五万円とする。

●佐呂間町営住宅条例の一部改正—原案可決
・住宅の明渡し
教職員住宅に入居している者で、入居資格を喪失した場合の退去期間十日以内が条例より削られ、住宅の明渡しについて、佐呂間町教職員住宅管理規則に詳細に明示されました。

・公立学校長住宅に入居する者からも、公用部分の使用料減額の上、家賃の徴収をすることになりました。

●佐呂間町工鉱業開発促進条例の一部改正—原案可決
・助成措置対象の指定
助成措置対象事業場として指定されるための投下固定資産額が次のとおり改められました。
・新設又は再開始
一千五〇〇万円以上
(改正前 五〇〇万円以上)
増設の場合
一千五〇〇万円以上
(改正前 五〇〇万円以上)

・増設の場合
一千五〇〇万円以上
(改正前 五〇〇万円以上)

(改正前 五〇〇万円以上)

▼条例の廃止

●水田利用再編推進等事業整備基金の設置管理及び処分に関する条例の廃止——原案可決

本制度が完了したのに伴い、本条例は廃止されました。

●佐呂間町生乳搬出道路及び農道整備事業分担金徴収条例の廃止——原案可決

農道整備の完了により、本条例の適用される事業が終了したため廃止されました。

●佐呂間町沿岸漁家経済促進助成条例の廃止——原案可決

この制度の基本である道条例が廃止されているため、本条例も廃止されました。

●佐呂間町低位経済農漁家畜産振興条例の廃止——産業建設常任委員会付託

●佐呂間町家畜導入資金利子補給条例の廃止——産業建設常任委員会付託

●佐呂間町家畜導入資金利子補給条例の廃止——産業建設常任委員会付託

予 算

●昭和五十八年度一般会計予算および各特別会計予算

(3ページから6ページに掲載)

●昭和五十七年度

一般会計補正予算(第十号)

原案可決
六百四十二万円が追加され予算の総額が、三十八億三千一百三十四万三千元になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・町民税現年度課税分

五五〇万円

・普通交付税

一千一三六万円

・土地改良事業費分担金

△ 一一四万円

・国民宿舎使用料

△ 一千〇〇〇万円

・季節労働者生活資金貸付金償還金

△ 一一〇万円

・重度心身障害者高額医療戻入金

△ 二五九万円

(才出)

・財政調整基金積立金

五千〇〇〇万円

・新規企業施設整備事業補助金

△ 一五三万円

・老人医療扶助費

△ 八六九万円

・土地改良総合整備事業負担金

△ 二五〇万円

・サロマ湖観光開発基本計画構想設計委託料

一〇〇万円

・道路除雪委託料

△ 一五四万円

・遠軽地区消防組合負担金

△ 八二万円

●佐呂間町簡易水道特別会計補正予算(第六号)——原案可決

二百三十九万九千九百九十九円が追加され予算の総額が、二億七千九百九十八万八千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・浜佐呂間簡易水道施設費補助金

二四〇万円

(才出)

・浜佐呂間簡水拡張工事

△ 一六〇万円

●佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算(第六号)——原案可決

財源変更によるもので予算総額七億一千七百七十五万七千円に増減ありません。

選 任

●固定資産評価審査委員の選任について——原案同意

佐呂間町固定資産評価審査委員

報 告

として、次の方の選任について、議会の同意がありました。

佐呂間町宇永代町

榎 本 信 一(五十五才)

●所管事務調査に関する報告

産業建設常任委員会——了 承

一、調査内容

林業関係の工場施設及び運営状況並びに産業、工営関係施設調査

二、調査結果及び意見

(一)林業関係の工場施設及び運営状況

①北斗林産工業株式会社

北斗林産は、操業再開に当り事務部門の徹底した合理化を行なうとともに製材関係施設の更新を図り製材の部止り、品質向上に努める一方、製品についても需要に応じた工夫がなされ、割ばし、妻揚枝等の製造もなされている。

従業員については、遠軽工場を含め八十六人であるが、北斗林産には現在五十一人が就業しており今春七人の新規採用が予定されている。

当工場については再開時の計画に対し若干の遅れがあるようであるが、早期に遠軽工場の移転がなされ完全操業が行なわれる様尚一層努力されたい。

②佐呂間パーケット工場

佐呂間パーケットは、昨年操業再開に当り、前従業員中病気の者を除きパーケット十二人、佐呂間林産に四人が就業している。

工場は市況の低迷により工場設備の半分位しか動いておらず、今後の景気回復を期待するとともに現有設備の有効利用による製品開発に努め一日も早い完全操業の実現を望む。

尚、乾燥工場については、パーケットで一基、他工場で一基の使用がなされている。

③佐呂間町森林組合

森林組合においては、事務所を工場敷地内に移転したことにより管理部門と現場との連携が強まり作業能率の向上が見られており今後更に組合運営に対する努力を望む。

④佐呂間地区林産協同組合若佐工場

林協若佐工場については、一月十八日全職員により工場視察を行なったが、その時点ではまだ本格操業に入っており改めて調査を行なうこととした。

(二)産業・工営関係施設

①へい獣保管庫

へい獣保管庫は設置以来有効に

利用されているが、へい獣を釣り上げるウインチのアームが短く使用上不便と思われるので検討を要する。

又、看板等の標示についても検討を要する。

②浜佐呂間簡易水道施設及び若佐當農用水施設

地域住民多年の懸案であつた浜佐呂間簡易水道施設については工事が完了しているが、若佐當農用水については一部を除き完了していた

・総務財政常任委員会―了承

一、調査内容
財産管理の状況について(公営住宅の結露)

二、調査結果及び意見

昭和五十七年度において公営住宅の結露防止対策として試験的に施工された三工法について現場を調査した結果

①内壁断熱工法(若佐公住一戸)

北側内壁面を十五ミリのスタイロホーム及び耐火ボードにより断熱施工

②外壁断熱工法(富士公住共和団地一棟二戸)

北側外壁面をCBパネル板(スタイロホーム二十五ミリボード十五ミリ)を張りモルタル仕上による断熱工法

③窓断熱工法(富士公住共和団地十戸)

北側の窓の内窓にフィルムを張り三重窓とする断熱工法

以上三工法により断熱工事が行なわれていたが、①内壁断熱 ②外壁断熱工法については調査時点において従前の様な結露を見る事はなかったが、窓の敷居に多くの水がたまっておりふき取りを要する状態であり、一部に室内の壁に湿気が見受けられた。

③の窓フィルムによる断熱についてはその効果を確認するに至っていない様に思われた。

以上の結果からみて、現段階においてこれが完全な工法であるとの結論を得ることは困難と思われるが、今後(一)設計上の問題

本町の気象条件(最低温度)に対する室内との温度差について設計上の問題はないか

(二)結露発生の原因究明

一般住宅と比較し、なぜ公営住宅に結露の発生が多いのかの原因究明

(三)入居者に対する自己管理意識の向上

入居者に対し、室温、湿度、換気等結露発生要因に対する自己管理意識の高揚を図る等、入居者の自己管理意識の向上をさせるとともに原因究明とこれが対策について重ねて努力されたい。

尚、西富公住の二階建のものについても一部結露状態が見受けられたので調査されるとともに、公営住宅の入居者同志の連絡組織として各団地毎に自治組織の育成を図り連絡調整の窓口とする様考慮せられたい。

・総務財政常任委員会―了承

一、調査内容

公有財産の現地調査(常呂町字富丘所在)

二、調査結果及び意見

常呂町字富丘に所在する公有地の現地調査を行なった結果、当該地は浜佐呂間簡易水道の水源地に接しており地元住民の簡水に対する環境状況(旧河川の終末処理及び汚濁水等)についての不安を持っている現状にあり融雪後再度現地調査を行ない河川の切替による現状の確認を行なう必要がある。

第五回 昭和五十八年一月一七日
第六回 昭和五十八年二月 七日

本委員会に付託となりました、畜産センター誘致に関する件につきましては慎重審議をいたしておりますが、いまだ結論を得るに至っておりませんので中間報告として現在までの経過について報告いたします。

報告内容

北見畜産公社のサブセンターが遠紋地区に建設がなされると云う事で、農協組合長会に特別委員会の設置がなされ検討が進められていたが、本委員会は、委員会付託以来今日まで六回の委員会を開催しております。

この間農協組合長及び町長より状況説明を受けるとともに、委員会として関係特別委員に対する意見具申、ホクレン、中央会に対する要請を行なってきたところであります。

しかし、遠紋地区における組合の意見統一がならず昨年十二月に至り、特別委員会としての意見集約がなされ、当分の間本件については凍結、静観するとの答申が組合長会に提出され、組合長もこれを了承し、又佐呂間農協において役員会において了承されて現状にある。

・委員会審査中間報告

・産業建設常任委員会―了承

畜産センター誘致に関する件

・開催期日

第一回 昭和五十七年七月二四日

第二回 昭和五十七年八月 二日

第三回 昭和五十七年九月一〇日

第四回 昭和五十七年十月二二日

・市町村社会福祉協議会法制化並

・議員定数問題調査特別委員会の設置について

議員定数の問題について、審議の結果、次のとおり特別委員会を設置して調査することになりました。

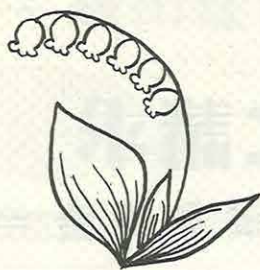
委員会の設置

委員長 室井 四郎
副委員長 定久 保男
委員 千葉 清美
林 俊彦
黒河 重行
香川 茂

各議員

陳情願

市町村社会福祉協議会法制化並



意見書

びに拡充強化に関する陳情
— 社会文教常任委員会に付託
閉会中の継続審査

●若里基線道路舗装整備事業に関する請願
— 産業建設常任委員会に付託

●優生保護法「改正」に反対する陳情
— 社会文教常任委員会に付託

●昭和五十八年度加工原料乳保証価格等畜産物政策価格実現に関する意見書
提出議員 片平、定久、川又、千葉、田宮議員
原案可決

昭和58年度 加工原料乳保証価格等 畜産物政策価格実現に関する意見書

酪農・畜産をとりまく環境は、大量の輸入乳製品の氾濫や需給見通しのあやまりなどによる「過剰」を理由に4年間にわたり生乳生産制限を余儀なくされてきました。

加えて、加工原料乳保証価格は5年間据置と、飲用牛乳の安売り、乱売の長期化により生産者乳価の低迷・生産諸資材価格の上昇等、酪農民の経営と生活は、累積する負債の重圧に苦しめられ経営の離脱がふえております。

これに対し政府は乳製品がひっ迫に転じるや否や、3千トンのバター輸入を行ったばかりか、増大してきた民間乳製品輸入に対する規制、飲用乳乱売に対する行政措置をとらないまま今日に至っております。

よって政府は、乳製品の国内生産優先を図るなど酪農政策について積極的措置をとると共に、下記事項の実現について強く要望いたします。

記

1. 昭和58年度加工原料乳保証価格1kg当たり99円68銭とすること。
2. 昭和58年産指定食肉安定価格については、次のとおり引上げること。
 - 1) 豚肉中心価格1kg当たり 730円
 - 2) 去勢和牛肉中心価格1kg当たり 1,731円
 - 3) その他去勢牛肉1kg当たり 1,363円
3. 58年度の生乳需給表は、国内で生産される牛乳乳製品に輸入乳製品を加えて策定し、そのもとで特定乳製品については、極力国産で賄うため昭和58年度の加工原料乳の限度数量を大幅に拡大すること。
4. 外国産乳製品輸入の総量を削減すること、特に急増しているココア調整品、調整食用油脂等の輸入を規制し、国内における牛乳、乳製品の生産拡大に資すること。
5. 牛肉の生産は、わが国における土地利用型農業の基幹作物として最も重要であることに鑑み、輸入の自由化はもとより、国内の牛肉生産抑制につらなる輸入枠の拡大は断じて行わないこと。
6. 指定食肉について、国内生産と輸入を含む食肉需給表を策定し、そのもとで肉牛の生産振興計画を樹立し、国内生産の積極的な拡大をはかること。
7. 酪農および畜産経営の維持、再建を図るため、負債整理対策を強化、継続すること。
あわせて50年2分の新融資制度を創設し酪農および畜産経営の維持再建に資すること。
8. 公共料金、その他生産資材価格の引下げ、飼料価格安定制度の拡充と備蓄対策等、生産諸資材の安定的供給をはかること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定に基づき意見書を提出致します。

昭和58年3月10日

北海道常呂郡佐呂間町議会

提出先 内閣総理大臣ほか（大蔵、農林水産、通産）

事故発生日より 1年以内に請求

== 交通災害共済見舞金 ==

見舞金請求の

手続きは?

(交通事故にあったとき)

交通事故に合われた交通災害共済の会員の方は、会計年度に關係なく事故発生日より一年以内に見舞金請求の手続きをしないと、見舞金がもらえなくなります。

見舞金の請求は、怪我が完全に治ってから行なうこととなりますが、全治するまで一年以上に亘る時には、一年を経過する前に一度請求する事になります。

見舞金請求の際の、等級(見舞金の額)は治療期間により区分しますが、これはあくまでも、入院実日数と通院実日数(投薬日数を除く)を合算した治療日数となります。

しかし、自動車安全運転センターの発行する「交通事故証明書」が得られない場合は、交通事故申立書をもって替えることができますが、この場合、治療日数が長くても、七等級の三万円までしか受けられません。

昭和五十八年度の共済期間は、昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの一年間で、中途に加入される場合は、加入した日の翌日から昭和五十九年三月三十一日までです。

この間、一度加入されますと、

他に転出されても請求をすれば、見舞金は受けられます。

しかし、この場合の請求の手続きは、加入した町村でなければなりません。

※請求に必要な書類等

一、印かん

二、交通災害共済見舞金請求書

三、会員証

四、診断書

五、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書
・得られない場合

交通事故申立書

尚、請求時に必要な用紙(見舞金請求書、診断書用紙、事故申立

交 差 点

▶昭和58年交通事故発生状況

(3月末現在)

発生件数	6	(1)
死者	0	(0)
負傷者	11	(1)

()内57年同期

▶交通事故死ゼロ300日目標

達成日 昭和58年9月3日
3月末現在 144日です

▶昭和57年度交通安全標語入選作

おっと見えない まがりかど

(若佐小 湯本英利子)

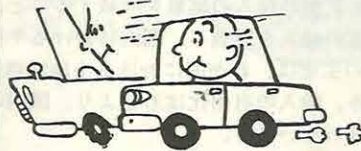
青信号 それでも 左右をたしかめて

(栄 小 柳原亜紀子)

交通事故防ぐわが街 誇りなり

(若佐中 高橋 明美)

スピード・ダウン運転



書)及び交通事故証明書交付申請書は、交通係にあります。詳しくは、役場企画調査室交通係にお問合せください。

身近にある道産品の愛用を!!

◎私たちの身の回りの意外なところに食料品・木工芸品等の優れた道産品がたくさんあります。この道産品を積極的に愛用し、地元の企業を大きく育て、私たちの手で豊かで住みよい地域社会を築きましょう。

役場人事

教職員人事

(四月一日付)

▼総務課

総務課庶務係(新採用)

主事補 山本幸代

▼民生課

民生課保健衛生係(新採用)

主事補 田子りよ子

佐呂間保育所(新採用)

技師補 牧田恵理子

民生課保健婦(嘱託)

加藤竹乃

▼教育委員会

佐呂間幼稚園々長 藤田文哉

季節保育所保母(嘱託)

栄保育所 姉崎恵美子

若佐保育所 榎原令子

佐々木久美子

村井陽子

山本佳代子

佐野二子

富田礼子

平塚乃理恵

明坂俊江

小林律子

橋本祐美

増田朱美

退職(三月三十一日付)

伊藤哲男(佐呂間幼稚園々長)

廣田博吉(工営課計画係)

一派遣職員)

●小学校

転出

菅沼俊治旭川風出小中学校(栄小)

亀谷健二登別小学校(栃木小)

(教職員)

後藤省吾北見市小泉小学校(佐呂間小)

本多文雄置戸小学校(佐呂間小)

田中富博網走市潮見小学校(浜佐呂間小)

土谷晃(若里小)

田上朋子雄武町沢木小学校(若里小)

横畠均中湧別小学校(知里小)

羽石稔(富武士小)

伊藤静政女満別小学校(仁倉小)

斉藤真美子北見西小学校(若里小)

古戸弘俱知安農業高校(富武士小)

(事務職員)

大門英治知内別小学校(若里小)

退職

佐呂間小学校々長 藤田文哉

転入

(校長)

佐久間清佐呂間小(女満別小学校)

角方喜善栄小(藻琴中学校)

寺山正吉栃木小(温根湯小学校)

(教職員)

吉田実富武士小(小平中学校)

山上孝弘仁倉小(丸瀬布小学校)

奥野政子若里小(上清瀬小学校)

渡辺正雄佐呂間小(北見中央小学校)

吉岡直佐呂間小(北見小泉小学校)

●中学校

転出

吉長直紀若里小(新採用)

(事務職員)

転入

青木春雄雄武中学校(浜佐呂間中)

中野郁夫丸瀬布中学校(若佐中)

(教職員)

丹治寿雄東相内中学校(幌岩中)

伊勢谷みどり上川中学校(若佐中)

転入

(教頭)

高橋昭次浜佐呂間中(上仁頃中学校)

佐藤登若佐中(訓子府中学校)

(教職員)

鈴木清造幌岩中(東相内中学校)

奥野進佐呂間中(紋別市潮見中学校)

推名安久(滝上中学校)

矢野聡(東藻琴中学校)

中西かおり若佐中(新採用)

転出

●佐呂間高校

(教職員)

袖山幸毅遠軽高校

蓬田秀泰旭川北高校

久野政人札幌稲西高校

山口聡史野幌高校

(事務官)

鈴木肇風連高校

杉原茂浜佐呂間小(北見西小学校)

五十嵐優知里小(中湧別小学校)

山本昭彦若里小(新採用)

山口路代

退職

山口路代

転入

(教職員)

関谷ひとみ(羅臼高校)

吉秋嘉人(新採用)

河瀬博昭(〃)

斉藤秀憲(〃)

梅田友恵(〃)

(事務官)

中村勝彦(利尻小学校)

まちの話題

職友会が

奉仕活動



二月二十七日、役場退職者で組織する「職友会」(代表―相田政之

氏)による勤労奉仕が行なわれました。

これは、一人暮らしでしかも病氣療養中のため、自宅付近の除雪ができなく困っていた東区の長尾さん宅の除雪を行ったものです。

当日は、約二時間にわたって、道々から玄関先の約五〇〇mの除雪をし、心地よい汗を流していました。

たばこは 町内で買いましょう

守ってますか喫煙マナー

日本専売公社



お知らせ

町や関係機関からの
お知らせ、行事の案
内をのせています。

●戸籍手数料の額が
改正されました

この度戸籍法第五条(手数料)
第二項(手数料の額は、物価の情
況、戸籍の謄本の交付等に要する
実費その他一切の事情を考慮して
政令でこれを定める。)の規定に基
づいて、戸籍手数料令の一部が改
正され戸籍手数料の一部が改

料の一部が四月
一日より別表の
とおり改正され
ましたのでお知
らせ致します。
町民の皆さんの
御理解と御協
力をお願い申し
上げます。
(民生課住民係)

戸籍抄本料の改正表

事 項	改 正 後	改正前
戸籍の謄本又は 抄本の交付	1通につき 300円	200円
除かれた戸籍の謄本 又は抄本の交付	1通につき 500円	300円
戸籍に記載した事項に 関する証明	証明事項 1件につき 200円	100円
除かれた戸籍に記載し た事項に関する証明	証明事項 1件につき 300円	200円
届出もしくは申請の受理 の証明書又は戸籍届書 に記載した事項の証明	1通につき 200円 (但し上質紙を用い た場合 1,000円)	100円 (800円)
戸籍届書の閲覧	書類1件に つき 200円	100円

(民生課社会係)

●出稼労働者手帳の
発給事務について

今まで、出稼労働者手帳は北見
公共職業安定所でしか受けとるこ
とができず、遠隔地に住む方々
には大変ご不便をかけて参りました。
このため、北見公共職業安定所
では、出稼労働者手帳発給要領を
改正し四月一日から各町村窓口で
発給することとなりました。

これにより、本町に住民票のあ
る方は町役場民生課社会係で手帳
を受け取ることができるようにな
りましたのでおまちがえのないう
お願い致します。

尚、詳細については役場民生課
社会係までお尋ね下さい。

町営バス時刻表

(5月1日から10月31日まで)

若 里 線

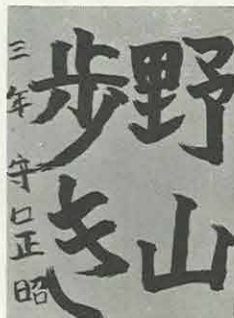
停 留 所	第1便	第2便	第3便
往			
佐 呂 間	6:30	12:30	16:30
北 会 館	6:35	12:35	16:35
吉 野 団 体		12:45	16:45
若 里 小 前	6:43	12:53	16:53
浜床丹入口	6:50	13:00	17:00
石 原 前	6:55	13:05	17:05
路 トカロチ浜	7:05	13:15	17:15
富 武 士 浜	7:10	13:20	17:20
復 富 武 士 浜	7:10	13:20	17:20
トカロチ浜	7:15	13:25	17:25
石 原 前	7:25	13:35	17:35
浜床丹入口	7:30	13:40	17:40
若 里 小 前	7:37	13:47	17:47
吉 野 団 体	7:45		
路 北 会 館	7:55	13:55	17:55
佐 呂 間	8:00	14:00	18:00

浜佐呂間線

停 留 所	第1便	第2便	第3便
往			
佐 呂 間	6:40	13:00	17:00
北 会 館	6:45	13:05	17:05
農 協 支 所	6:55	13:15	17:15
富 武 士 浜	7:00	13:20	17:20
浪 速 小 前	7:06	13:26	17:26
幌 岩 学 校 前	7:13	13:33	17:33
路 六 線	7:17	13:37	17:37
浜佐呂間駅前	7:20	13:40	17:40
復 浜佐呂間駅前	7:20	13:40	17:40
六 線	7:23	13:43	17:43
幌 岩 学 校 前	7:27	13:47	17:47
浪 速 小 前	7:34	13:54	17:54
富 武 士 浜	7:40	14:00	18:00
農 協 支 所	7:45	14:05	18:05
路 北 会 館	7:55	14:15	18:15
佐 呂 間	8:00	14:20	18:20

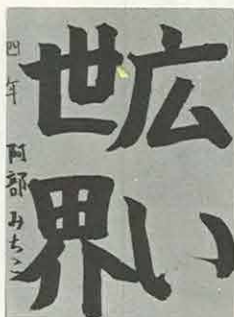
ぼくとわたしの作品

今月は、栃木小学校のおともだちの作品を紹介します。



三年 守口 正昭

のびのびと元氣のある作品です
一点一画をていねいにかくともつ
とよいです。



四年 阿部みちこ

形がととのい力強い作品です。
よくをいえば、終筆をきちんと
めてほしい。



五年 高瀬真理子

「雪あそび」
雪や壁のブロックの感じが、よ
く表現されている。



六年 田中まゆみ

「雪あそび」
屋根の雪やつらの様子が、よ
くかいている。
終筆のタッチもいいです。

ペーフェイス



宮前

馬場 雅 幸さん

長男 知生 さん

昭和五十七年五月二十六日生

長男の知生です。

体重三、二五〇gで元氣

な産声をあげ、今では九、

八〇〇gとスクスク育つて

います。

食事也喜欢ききらいがなく

とにかく一日中動き回り、

行く場所へ台風が通った

あとのようです。

もうすぐお誕生日ーと

にかく健やかに、のびのび

と育ってほしいと願ってい

ます。



西富

茂木 清志さん

長女 亜彩 末ちゃん

昭和五十七年九月六日生

あさみは、とても甘えん

坊で、人影がなくなると、

おもちゃを捨て誰かを呼ん

だり、電話で話していると

仲間に入れてほしいとばか

りに、一生懸命お話しをし

ています。

「私達の亜彩末 早く大

きくなーれ」



“サロマ湖を 皆んなで守ろう”

赤潮などの発生要因

リンを含む家庭用合成洗剤の
使用を自粛しましょう

国鉄乗車券は 佐呂間駅で 買いましょう!

(湧網線の利用度を
高めるため御協力を)

活動的な春

でも心を引き締めて!!
家族そろって交通安全

もう六件もの事故が起っています
本年も早くも三ヶ月が過ぎ、春の訪れとともに交通量が増えてまいりました。

今年に入り全国的に交通事故が多発し、本町においても、もう六件(三月末現在)の事故が発生しております。

幸いにして本町では死亡事故にはなっておりませんが、重大事故につながるケースが何件か見受けられます。

これから春の観光・行楽等による運転者の季節的開放感から、スピードの出し過ぎ等による重大事故の多発が危惧される時期でもあります。

本町から一件の交通事故も出さ

ないよう、全町民が一丸となって交通事故防止に取り組もうではありませんか。

新入学(園)児を守りましょう

児童・幼児たちは通学、通園に慣れたため思わぬ行動をとることがありますので、子どもたちの近くを通行する時は十分除行して注意し、子どもを交通事故から守ってあげましょう。

また、子供たちの交通マナーに大きな影響を与えるのは、お父さん、お母さん方です。

自らが交通安全の手本を示し、安全な通行について具体的に指導しましょう。



シートベルトは命綱

シートベルトの着用は、運転姿勢を正しく保ったり、運転疲労軽減や動体視力の向上、また、安全意識の向上などによる「事故予防効果」と、衝突など万一の場合の「乗員保護効果」があります。

飲酒運転はやめましょう

本町は数年来飲酒運転者が多く町広報はもちろんのこと、各関係方面からも強く防止を呼びかけております。

飲酒運転は、スピードの出し過ぎとともに、重大事故につながる大きな要因となっております。

このような飲酒運転をなくすため、今一度、各家庭で話合われていかがでしょう。

さあ、三〇〇日目標達成に向けて今、交通事故死ゼロ目標が三〇〇日に向けて順調に進んでおり、

九月三日で達成されます。

さあ、みなさんのご理解、ご協力のもと、三〇〇日目標を達成し五〇〇日、一〇〇〇日へと進もうではありませんか。

ご寄付

ありがとうございます

- 香電返しを廃して
- 社会福祉協議会へ
- (亡母キクノさん)
- 浜佐呂間 田口 和久さん
- (亡父憲三さん)
- 若 佐 野畑 英輝さん
- (亡母ハルさん)
- 富武士 姉崎 正さん
- 若佐老人クラブへ
- (亡父憲三さん)
- 若 佐 野畑 英輝さん
- 離町に際して
- 社会福祉協議会へ
- 北 袖山 幸毅さん
- その他
- 佐呂間幼稚園へ
- 佐呂間町商工婦人部
- 町内各小学校就学児へ
- 佐呂間町商工婦人部

停電のお知らせ

佐呂間変電所の所期点検のため以下のとおり停電となります。

▽日時

五月八日(日曜日)

▽時間

午前九時～午後二時まで

▽地域

佐呂間町の全域

北電佐呂間営業所

私たちのまち

人口	8,607	(前月比 (-74))
男	4,176	(-49)
女	4,431	(-25)
世帯数	2,583	(-16)

3月31日現在

- 特別養護老人ホームへ
- 佐呂間町婦人団体連絡協議会
- 佐呂間町婦人部
- 佐呂間町漁業婦人部
- 浜佐呂間 八島 寛さん
- 富武士 山崎三太郎さん
- 永代町 寺野下ヨシイさん
- 生田原町